

近畿・全国大会 選手派遣旅費補助金の交付について（派遣様式1～4）

[補助金交付要綱等について]

滋賀県中学校体育連盟

近畿・全国大会選手派遣補助金については、滋賀県補助金等交付規則及び滋賀県各種保健体育大会補助金等交付要綱に基づくとともに、次の各項の定めるところによるものとする。

1. 交付対象となるもの

県予選を通過したチーム、もしくは参加標準記録を越える記録を出し、近畿・全国大会の大会要項に定められた参加資格を得た県中体連の代表チームまたは代表選手であること。

2. 補助の対象人数

- ① 団体、個人ともにエントリー選手とし、いずれもプログラムに記載されている者とする。
ただし、エントリー後であっても、監督会議等で選手変更が認められた場合は補助対象とする。
- ② 団体において、大会要項で生徒がマネジャーとして、正規にエントリーが認められ、プログラムで確認できる場合は補助対象とする。
- ③ 個人において、コーチ・練習相手等は補助対象としない。

3. 補助の範囲

近畿大会・・・参加に要した交通費の1/3（10円未満切り捨て）を補助する。

全国大会・・・参加に要した交通費の1/3（10円未満切り捨て）を補助する。および宿泊費1人1泊当たり2,000円を予算の範囲内で補助する。

4. 補助金の申請

- ① 県中体連所定の様式により申請する。
- ② 申請書の提出は事業終了後、3週間以内に県中体連事務局まで提出のこと。

5. 補助金の算出について

(1) 交通費

- ① 中体連に登録した「主な活動場所」を起点、帰着点とする。
- ② 学生割引、団体割引、往復割引等を利用した金額で算出する。
費用の計算については別添資料「交通費算出資料」に準ずること
(学生割引を利用したJRの区間距離を、派遣様式4に記載のこと。)
- ③ 起点→目的地(競技場)→帰着点の経路で、公共交通機関を利用した額とし、宿舍との往復や途中立ち寄りに要した経費は対象外とする。
ただし、起点から最寄りの公共交通機関の駅までが4kmを越えるときは、その間の交通費を加えることができる。

④ 特急の利用について

片道が150kmを越えるか、普通乗車券を利用した場合に2時間以上を要するときは、特急（自由席）を利用してもよい。自由席がない列車については、その限りではない。

（特急を利用した区間距離を、派遣様式4に記載のこと。）

また、新幹線特急を利用した場合は自由席を利用した金額とする。

なお、近畿圏で前日泊を認めた場合の特急利用、あわせて米原と新神戸間の新幹線利用は対象外。

⑤ 飛行機の利用について

沖縄、北海道へ行く場合を対象とする。

ただし、他の地域で飛行機を利用する方が安価で利便性が高い場合は、事前に県中体連事務局との協議をした上で認めることもある。

(2) 宿泊費（全国大会に限る）

宿泊費の補助は、1人1泊当たり2,000円とし、外食費や栄養費は対象外とする。

- ① 起点からの最寄り駅を午前6時00分までに出発しなければ、出場に間に合わない場合は、前日泊を対象とする。
- ② 競技への出場が2日以上にまたがる場合は、中泊を対象とする。
- ③ 当該競技が終了後、30分後に競技場を出発しても、生徒が自宅に帰り着く時刻が午後8時を越える場合は、後泊を対象とする。
- ④ キャンセル料については、対象としない。
- ⑤ 県内で開催される大会の宿泊は対象としない。

*記入に当たって不明な点があれば、県中体連事務局（077-528-4619）まで問い合わせてください。

[申請手続き等について]

1. 申請書（派遣様式1）

- ① 日付は事業終了後3週間以内のものとする。
- ② 代表者の印を押す。
- ③ 申請しない大会名を横線で消す。
- ④ () 内に、競技種目名を記入する。
- ⑤ **宿泊領収書（原本）**は複写したものに原本証明したものも可とする。

2. 事業計画書・収支予算書（派遣様式2）

- ・ 出場決定から派遣までの日時が短いため、実績報告書と同時に提出する。
- ・ 内容は、実績報告書と同じものとなってよい。

3. 事業報告書・収支決算書（派遣様式3）

- ・ 項目に従って記入する。
- ・ 引率者の氏名を記入する。
- ・ 派遣選手数は、大会要項に定めるエントリー数とする。
- ・ 選手変更が認められた場合は、事業計画書、事業報告書の氏名欄の該当選手の氏名の前に「※」印を記入する。
- ・ 大会要項で正規に生徒がマネージャーとしてエントリーできる場合は、事業計画書、事業報告書の出場種目欄に「M」を記入する。
- ・ 収支予算・決算書の記入
 - ① （支出）

交通費、宿泊費（**全国大会のみ**）は行程・旅費計算書（派遣様式4）により算出した全額を記入する。
 - ② （収入）

近畿大会では、交通費全額に1／3を乗じた額（10円未満は切り捨てる）を、全国大会においては合わせて、延べ宿泊数に2,000円を乗じた額を合計して、県中体連補助金額として記入する。

残り2／3の額を「その他」の欄に記入する。
 - ③ 収入額、支出額は同じ金額にする。

*記入に当たって不明な点があれば、県中体連事務局（077-528-4619）まで問い合わせてください。

滋賀県各種保健体育大会補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、健康の増進とスポーツの普及振興をはかるため、小・中・高等学校体育連盟、各種競技団体、その他の者が行う各種保健体育大会等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象および補助金等の額)

第2条 補助の対象となる事業および補助金等の額は、毎年度知事が別に定める。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出期日および添付書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（開催要綱等）
- (2) 収支予算書（別記様式第1号）
- (3) 補助金等交付申請書の提出期日は、事業開始の30日以前とする。（実績報告）

第4条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書の提出期日および添付書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（成績報告等）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 事業実績報告書の提出期日は、事業の完了の日から30日以内とする。

(補助金等の支払)

第5条 補助金等の交付は、事業実績報告書が提出され、規則第13条の補助金等の額が確定した後支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず知事が適当と認めた事業については、概算払いをすることができる。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度分の補助金から適用する。